

資 料

那珂市障害者プラン推進委員会設置要項

(設 置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、那珂市障害者プランを策定し、推進するため、那珂市障害者プラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 障害者プランの策定 | (4) 障害者プランの調整 |
| (2) 障害者プランの推進 | (5) その他必要と認める事項 |
| (3) 障害者プランの進捗状況の管理 | |

(構 成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 副市長 | (4) 福祉関係団体代表者 |
| (2) 市議会議員 | (5) 市関係職員 |
| (3) 学識経験者 | |

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置することができる。

(補 則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成19年告示第96号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第23号）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第95号）

この要項は、平成23年8月5日から施行する。

障害者プラン推進委員会委員

所 属		職 名	氏 名
市議会議員	議会	教育厚生常任委員会委員長	小沼博恭
学識経験者	常陸大宮保健所	保健指導課長	武藤章代
	勝田養護学校	進路指導主事	富田慎
	那珂医師会	副会長	小野瀬好良
	水戸公共職業安定所	雇用指導官・就職促進指導官	會澤千秋
	茨城女子短期大学	保育科講師	安藤みゆき
	身体障害者相談員		藤田十九
	知的障害者相談員		岩上聿子
福祉関係者	民生委員・児童委員	障害者委員会委員長	平澤公明
	身体障害者の会	会長	軍司有通
	心身障害児者親の会	会長	松山久江
	手をつなぐ育成会	会長	仲田和人
	つくしんぼの会		住谷ふさえ
	ボランティア連絡協議会	会長	館祝子
	手話サークルじゅがいも	会長	飛田寿人
市 関 係	社会福祉協議会	事務局次長	寺門広司
	教育委員会	教育長	秋山和衛
	福祉事務所	所長	秋山悦男

事務局	社会福祉課	課長	鹿志村 貢
		課長補佐（総括）	園部勢津子
		障害者支援グループ長	小橋聰子
		障害者支援グループ主査	小林邦彦

那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 那珂市障害者プラン推進委員会設置要項（平成19年那珂市告示第96号）第8条の規定に基づき、那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項について調査及び検討し、那珂市障害者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）へ報告するものとする。

- (1) 障害者プランの策定
- (2) 障害者プランの進捗状況
- (3) 障害者プランの点検・評価
- (4) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 ワーキングチームの委員は、別表に定めるものの中から市長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ワーキングチームには、互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキングチームの会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第22号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第59号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第34号）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第96号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課名等	グループ名	担当
企画課	企画調整グループ	総合計画
環境安全課	防災・交通グループ	防災
社会福祉課	障害者支援グループ	全般
こども課	子育て支援グループ	障害児福祉
保健センター	健康増進グループ、母子保健グループ	保健、障害児者福祉
商工観光課	商工・企業誘致グループ	雇用促進
都市計画課	都市計画グループ、都市整備グループ	都市計画、道路整備
建築指導課	住宅・営繕グループ	住宅整備
学校教育課	学務・施設グループ	障害児教育
生涯学習課	社会教育グループ	生涯学習

障害者プラン推進ワーキングチーム委員

所 属	職 名	氏 名
企 画 課	企画調整グループ長	茅 根 政 雄
環 境 安 全 課	防災・交通グループ係長	田 口 裕 二
社 会 福 祉 課	障害者支援グループ長	小 橋 聰 子
こ ど も 課	子育て支援グループ長	藤 咲 富士子
保 健 セン ター	健康増進グループ精神保健福祉士	金 澤 ひろ子
商 工 観 光 課	商工・企業誘致グループ係長	秋 山 雄一郎
都 市 計 画 課	都市整備グループ係長	海 野 英 樹
建 築 指 導 課	住宅・営繕グループ係長	松 本 啓 二
学 校 教 育 課	学務・施設グループ長	柴 田 秀 隆
生 涯 学 習 課	社会教育グループ長	桧 山 達 男

スケジュール

日 程	会 議 名	内 容
平成23年 4月～5月		障害者アンケート実施
5月11日	第1回ワーキングチーム会議	本年度の作業概要説明
6月10日	(ワーキングチーム作業)	基本事業の選定
6月24日	(ワーキングチーム作業)	H22年度重点事業の点検・評価（案作成）
6月29日	(ワーキングチーム作業)	H22年度重点事業の点検・評価（確認）
7月27日	第1回推進委員会	H22年度重点事業の点検・評価
9月9日	第2回ワーキングチーム会議	「障がい者計画」素案の作成
9月28日	第2回推進委員会	同素案の検討
12月9日	第3回ワーキングチーム会議	プラン原案（「障がい者計画」及び「第3期障がい福祉計画」）の作成
平成24年 1月11日	第3回推進委員会	同原案の検討
2月14日～ 3月13日		パブリックコメントの実施
2月29日	市地域自立支援協議会	「第3期障がい福祉計画」の諮問
3月		障がい者プラン策定

那珂市障がい者プラン（那珂市障がい者計画・障がい福祉計画）

発 行 平成24年3月

発行者 茨城県那珂市

編 集 那珂市保健福祉部社会福祉課

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5

電 話：029（298）1111

FAX：029（295）4244
